

令和4年3月2日

戸田市議会議長 斎藤直子様

提出者 議会運営委員会
委員長 山崎雅俊

ロシア連邦によるウクライナ共和国への侵略に断固抗議する決議の提出について

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第2項の規定により、裏面のとおり提出します。

委員会提出議案第2号

ロシア連邦によるウクライナ共和国への侵略に断固抗議する決議

我が国を含む国際社会が強く自制を求める中、ロシア連邦は本年2月24日、ウクライナ共和国への軍事侵略を開始し、一般市民を含め多数の死傷者を生んでいることは決して許されるべきものではない。

ロシア軍によるウクライナ共和国への侵略は、国際社会の平和と安全を著しく損なう、断じて容認することができない暴挙であり、ウクライナ共和国に拠点を持つ日本企業をはじめ、現地在留邦人は緊迫した状況におかれている。このような、力による一方的な現状変更は国際秩序の根幹を揺るがすとともに、ウクライナ共和国の主権と領土の一体性を侵害する明白な国際法・国連憲章違反であり、断じて容認することはできない。また、核兵器による威嚇・使用をほのめかす非人道的言動は絶対に看過できない。どこまでも対話による外交によって平和回復への道を探るべきである。

よって、本市議会は、今回のロシア連邦によるウクライナ共和国への侵略に対し強く抗議するとともに、軍の即時撤収、国際法の遵守を強く求める。また、政府においては、関係各国及び国際社会との緊密な連携のもと厳格かつ適切な対応を講じられるよう、強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月2日

埼玉県戸田市議会

令和4年3月2日

戸田市議会議長 齋藤直子様

提出者 議会運営委員会
委員長 山崎雅俊

ロシア連邦によるウクライナ共和国への侵略に対する毅然とした対応と
邦人の安全確保と我が国への影響対策を求める意見書の提出について

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第2項の規定により、裏
面のとおり提出します。

委員会提出議案第3号

ロシア連邦によるウクライナ共和国への侵略に対する毅然とした対応と邦人の安全確保と我が国への影響対策を求める意見書

現在、ウクライナ共和国に対し、ロシア連邦による大規模な軍事的侵略が行われており、ウクライナ国民をはじめウクライナ共和国に拠点を持つ日本企業や現地在留邦人が危険にさらされている。

国連憲章に定められている基本原則である国家の領土の一体性及び主権の尊重に対する重大な違反であり、国際的に決められた国境を、力により一方的に侵略し、国際秩序の崩壊と平和を壊すことは断じて容認することはできない。

よって、政府においては、ロシア連邦に対し毅然とした態度で非難し、現地在留邦人の生命と財産を守るとともに、国際社会と緊密に連携しつつ、更なる経済制裁を含めた対応を行うなど、平和的解決に向けて全力を尽くしていただき、また、我が国への影響対策についても万全を尽くすよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月2日

埼玉県戸田市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、外務大臣、経済産業大臣、
防衛大臣 様